

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第 1 回会議
開催日時	平成 17 年 4 月 6 日（水） 午後 3 時 30 分から 午後 4 時 50 分まで
開催場所	玉村町役場 小会議室
出席者	町民代表 4 名 議会代表 4 名 職員代表 4 名 町長 助役 事務局 3 名 以上 17 名
会議の議題	1 委嘱式 2 会長及び副会長の互選 3 協議事項 ・ 条例の検討方針等 ・ 会議スケジュール ・ 意見交換
会議経過	以下のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおりに

会 議 経 過

1. 開会：事務局長

2. あいさつ：町長

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方の時代となってきたわけです。自律をする玉村町の基本的なものを作っていきますので、是非みなさんのお力をお貸してください。まちづくりについては、町民、議会、執行が三者一体となって、やらないと出来ません。これから玉村町の自治基本条例をどういう形でつくったらいいのか、皆さんのお知恵をお貸しいただきたくよろしく願いいたします。この会議の後、まちづくり研修会が開催されますので、みなさんと一緒に研究していきたいと思っています。

3. 委嘱式：町長から委嘱状交付

(自己紹介)

- ・委員 難しい会議に出て良いのかなと、ちょっと戸惑っている。何も分からないが、皆さんにご指導いただきながら、町のために頑張りたい。
- ・委員 玉村生まれで玉村で育ったが、10年前まで30年ほど広島県に住んでいた。全く風土とか人の気持ちとか、ちょっと群馬県とは違う所に住んでいた。戻ってきて10年たつが、まだ新鮮な感覚、よそ者の感覚を玉村町に感じている。私なりの意見が言えたらと思っている。
- ・委員 今、農業委員会でお世話になっているが、こういう業務に誠に不慣れである。お役に立てるかどうかわかりませんが、勉強しながらやっていきたい。
- ・委員 自分は攻めには強いが守りに弱く、こういうのは得手でないが、やむを得ず引き受けた。
- ・委員 玉村町自治基本条例。玉村町づくりをしていく中で基本になる条例と思う。しっかりと心して取り組んでいきたい。
- ・委員 20代の10年間、玉村町を離れて東京にいた。大都会だけが決して良いわけではないというのがわかり故郷に帰ってきた。お互いが認めあえるような自治体を作れたらと思っている。
- ・委員 根っからの玉村町人です。今までは、なかなか、まちづくりがしたいけれども出来ないような状態だった。自治基本条例をしっかりと作り、自律のまちづくりをしたい。
- ・委員 玉村に住んで4年過ぎた。総務常任委員会の代表として参加。
- ・職員代表委員4名と事務局4名

4. 会長及び副会長の互選について（進行：町長による議長代行）

互選にあたり、玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会設置要綱について、事務局より朗読をもって説明。

- ・町長 設置要綱により、まず、会長について意見があったらお願いしたい。
- ・委員 差し出がましいようだが、いきなり聞かれても、お互いがまだ分かっていないので、全体を承知しているのは事務局と思うので、副案でもあれば参考にしたい。（事務局案に全委員より拍手あり、承認される。）

（会長・副会長選出後、町長退席）

5. 協議事項

- ・会長 「この基本条例は、まちづくりにとって基本となる大事なものです。その草案についての研究を皆様と一緒に議論をしながら、立派なものを作っていきたいと思っています。今まで、日本全国どこを切っても金太郎飴で、同じような政策がとられてきたが、これから地方自治の時代になり、自己決定であり自己責任が問われる時代であり、そういう中では独自のまちづくりが出来る、そういう時代になったかと思えます。皆様のお力でしっかりとしたものを作っていきたいと思っているので、どうぞよろしく願いいたします」のあいさつあり。
- ・副会長 会長の補佐をさせていただきたいと思えます。
- ・司会 では、協議事項の①条例の検討方針等について、事務局に説明を願いたい。
- ・事務局 資料「玉村町自治基本条例（仮称）草案策定について」の1頁から5頁を朗読をもって説明とす。
- ・司会 今の説明の中から、何か質問は？
- ・委員 ①これは条例という言い方をしているので、各種基本条例・個別の条例との関係について、わかりやすく説明をして欲しい。いわば他の条例を規制するものなのか。この自治基本条例ができたときに、自治基本条例に抵触する問題が起こりうるわけだ。その時にどういう処置をするのか。考え方を示して欲しい。せっかく自治基本条例が出来上がってみたら、今ある条例と食い違うという話になると困る。例えば、この自治基本条例は、個別の条例を規制するものではなくて、概念として、あるいは心掛けの問題として出すんですよ、というのであれば、それはそれなりに納得できるが。だけれども、経済活動とか、そういうものを含めて、条例があるときに、それに対して、どう関わり合っていくのか、というのがよく分からない。②さきの3月議会、議員の一般質問で、玉村町の昭和の合併の前後から今日までの流れについて非常に分かりやすく説明をしていた。その段階の考え方というのは、この自治基本条例に相応しいと私個人では感じる。その当時の新しい玉村町として合併して出来上がってきた。そういうものが、一つの自治基本条例の根本になるのかと受け止めながら聞いていた。その辺の感覚というのはいかがか。③議会報告を見ていたときに、議会の中で、核の問題について、取り上げた方がいた。広島・長崎を修学旅行で見てくるべきだという意見があった。例えば、そういうことが自治基本条例の中で議論して取り上げられるのは必要だと思っている。そのへんが果たして、どうなのか。ある

程度、意識統一をしておいて頂ければいいのかなと、そんな考えを持っている。④この研究会と審議会との関係について。私は大任を引き受けた気でいたが、必ずしも最終責任でないのか。草案策定において、どう研究会、審議会へ流れていくのか確認したい。⑤資料「玉村町自治基本条例（仮称）草案策定について」2頁、「審議会の幹事は、草案を策定した研究会委員のうちから、町長と議長が協議して6名以内を指名します。というのは引かかる。研究会の中で議論をしてもらった方がいいのではないか。⑥同じく資料2頁の前文の「更に、行政の一端を担うボランティア・NPOの育成を図ることを具体化します。」というのも気に入らない。行政が、ボランティア・NPOを育成するという考え方を私はとらない。確かに、ボランティアが増え、NPOが増え活動していくのは良いことだが、行政がそれを育成するというのは、ある意味で肩代わりになる危険性がある。結果として、ボランティア・NPOが力をもって、行政をバックアップするのは良いが、それを行政が大いにやってくださいよというのは、行政がはみだしているのではないかと思っている。今の段階では納得ができない。⑦同じく資料4頁の「自分でできることは、自分で行うまちづくりを目指します」というのは理念としてはいいのですが、県知事が道普請型をやったでしょ。ああいうのを見ていると、足りないところは皆でやれば、逆行するような傾向があって、そこを整理したい。例えば、板井でこんな事があった。90歳近い方が、午前中散歩に出て、道を間違えて夕方になっても帰ってこなかったというのがあった。4時半くらいになって、役場・社会福祉協議会にも連絡をとったが、掛かり付けの病院の看護婦さんがたまたまみつけてくれて事なきを得たが、そういうときに、対策委員会に集まった顔ぶれは、歴代の区長であった。必ずしも自治基本条例とは違うが、自治基本条例を作るときに参考にはならないだろうか。自分は今年70歳になり、出身は上陽村で、子どもの頃の小学校へ通った田舎の道やほったの赤い女の子が頭にでてくる。こういうことも基本条例を考えていくときに、大切にしてもらいたい。それは、必ずしも経済発展の、工業振興の条例とは抵触しない。そのもとになっていくと考えている。時間をかけて議論をしていくうちに、あるいは意思統一ができる一つのものになっていったらいいのかなと思っている。以上です。

- ・ **司会** 今の意見をしっかり（記録に）とって、対応してもらいたい。
- ・ **委員** いずれにしても、日程の問題がでてくるが、例えば第1条から作る、というふうにはならないと思う。〇〇委員さんがお得意のところだと思うが、記録をとらず、委員に言いたいことを言わせておいて、そういうことも必要なのではないか。そういうことでもないと、いきなりこれをやれと言われても、後で頭が混乱してしまうので、そんな事で申し上げた。
- ・ **事務局** ①の質問、自治基本条例のピラミッド形について説明
内容的に、各種の自治基本条例を参考にさせていただくという部分はあるが、明確にうたっている条文もあれば、ある程度、冠で気持ちの部分でまとめている条例もあるわけです。ですから、自治基本条例をどんな条例にしていくか皆さんに検討していただく。上で規制をかける条例になるようなら、今後、条例に抵触する部分については、直す必要が発生すると考えている。
- ・ **司会** 協議事項①については、よろしいでしょうか。
- ・ **事務局** 資料6頁の制定スケジュールについて、朗読説明。 続けて、協議事項②の会議スケジュールについて、資料説明。

- ・**司会** 先ほど、〇〇委員さんから提案のあった、何でも言い合える機会を作って欲しいと話があったので、そのこともスケジュールに入れて頂きたい。
- ・**委員** どのような討議資料を用意してくれるのか、わかれば教えてください議論をする場合に、それなりの資料がないとやりにくい。もう一つは、地方自治法とのからみがある。職員の方も議員さんも百も承知ですよ。私は弱い。例えば、勝手にワーワーやって、地方自治法とのからみはどうなったのかといった時に、せつかくの議論が無駄になるのも面白くない。また、(資料3頁に)住民投票というのがある。良いことだと思うが、地方自治法の縛りの中で考えたときに、すんなり行くものか。そういうものを含めて、どっかの段階で、整理をしておいてもらえると議論しやすい。資料11頁に三つほど事例があるが、やはり事例があるとイメージが作りやすい。短い会議時間の中で、身のある議論をしろということになれば、準備段階として資料の準備は是非お願いしたい。資料は事務局でたいへんお持ちのようですから、後はどう活用することになる。
- ・**会長** 会議毎の資料はしっかりと準備していただきたい。しかし、資料を今日見て、今日議論するというのは委員さんにとってもたいへんと思うので、会議のある2~3日前に委員に届くようにしてほしい。また委員も、一読して参加してほしい。
- ・**委員** 他の自治体のものがないと、イメージがわからないので、コピーしたものでいいので、是非欲しい。
- ・**委員** できれば、早く先進地事例がほしい。
- ・(会議スケジュールについて、確認)

次回は、4月19日(火)に開催。会議開催日については、その都度協議し、決定する。

- ・**司会** ③意見交換について。今までの中で、特別聞いておきたいと思うことがあれば、お話しいただきたい。
- ・**委員** 先ほど事例の話がでていたが、群馬県が自治基本条例の素案を1996年につくり、そのままになっている。条例化できていない。その舞台裏を聞いておいて欲しい。
- ・**委員** 県内では初めてですか？
- ・**事務局** 現在、太田市が作っています。
- ・**委員** この研究会と審議会の役割分担、関係がわかりづらい。もっと納得のいく説明をしてほしい。
- ・**事務局** この審議会条例は、まだ案なので、委員の皆さんのご意見をいれることもできる。この研究会の委員は、幹事として審議会にでて説明して頂くということになるので、非常に重い責務があります。
- ・**委員** お世辞でもいいから、審議会という形になると、建前があり審議が深まらなないと。平場で研究会がやると、なかなか良い意見がでるのではないか。こういう風に考えましたといってもらえると、一生懸命やる気になる。

- ・事務局 たいへん失礼しました。
- ・委員 いずれにしても、ここで草案を作って、それが審議会で十分検討されて、最終的にはどこへいくのか。
- ・司会 議会です。
- ・委員 最終的には議会で討議してもらわないと。
- ・司会 あとは自由に意見交換を行いたい。
- ・委員 草案策定と書いてある、草案作成ではないか。というのは、これは研究会である。審議会ではない。我々はいろいろな意見を出し合って、条文まで定めるか、それはいいと思うのです。審議会がありますからね。我々は、色々な意見を出し合って、そういうことをすると町民参加型のまちづくりになるのかなと、いうのを色々な角度から発言をして、それがしっかり整備されているということですね。それが、まず一番、大切だと思います。条文を第1条から作る、そんなことは審議会であればいい。我々の作成した案が議会にもちだされるわけでない、議会に行くのは審議会にかけてから、そういうスケジュールになっている。
- ・委員 (前略) 条文を一々作るというのを私は考えていない。本当に町民の皆さんが喜んで楽しみながら、まちづくりに参加するということですね。町民のための町政である。その中心は町民である。町や議会のやることは憲法や地方自治法に書いてあるので、町とか議会とか、そんな事はいいのでは。今はそんな感想を持っています。
- ・委員 既にスタートしてしまっただが、こういう会議に公募の委員を入れてもよかったのでは？ 議論をたくさん重ねて修練をしていくのであれば、こういう会議にも公募委員を入れても良かったのではと感じている。
- ・事務局 確かにその通りと思う。内容が、〇〇・〇〇委員から言われたことの中で、いろいろな意見を出し合う中で、それが整理され、少しずつ完成されていくというのが一つのかたちかなと思う。そういったなかで、最初から審議会の委員に説明するという重大・重要な位置に研究会の委員のみなさんはいるわけで、(公募委員が)最初から重く感じ、なかなか進まなくなるのではと思い、徐々にやっていけたらいいと考えている。ある程度、行政の筋道、住民の関わりを両方のところから広く見られる立場の方がいいのではないかと思います。事務局で考えた。区長経験者はそこに近い立場にいる。また、地域住民と行政との橋渡しの事をやっていただいた中で、広く見られて住民の立場で色々な意見を頂けると考えた。
- ・委員 帳尻あわせはやめましょう。研究会設置要綱の中に「女子をいれる」というのがあったが、今そういうことを書くのは、ちょっといただけない。それだけ、力のある人がいなかったら、いれなくてもいいのではないかと。今の時代に「女子を含める」そういう言い方をする時代ではない。公募は、当たりはずれもあるだろうし、事務的にはやりにくいかもしれないが、必ずそれはやったほうがいい。本当の意味での町民の意見にならない。自治基本条例の一番のものは、町民の命を守ることです。この一項目があったら、全部が全部に通用するくらいの感覚を持った人がワーワーできたら、財政的におかしくなっても

命を守るためにこれだけやりなさい。いうことになったら、それはやはり町民の意見なので。その時に、「財政的にこうなんですよ、他のところはこうなんですよ。10年先はどうなんですよ。」という話がでてくるからやっかいなんで、自治基本条例というのは、その一点に絞ってもいいくらいの考え方をもっている。

- ・ **司会** 次の予定もあるので、本日の意見交換、審議はこれで終了します。今後、更に議論を重ねながら推進していきたい。

記録者：事務局